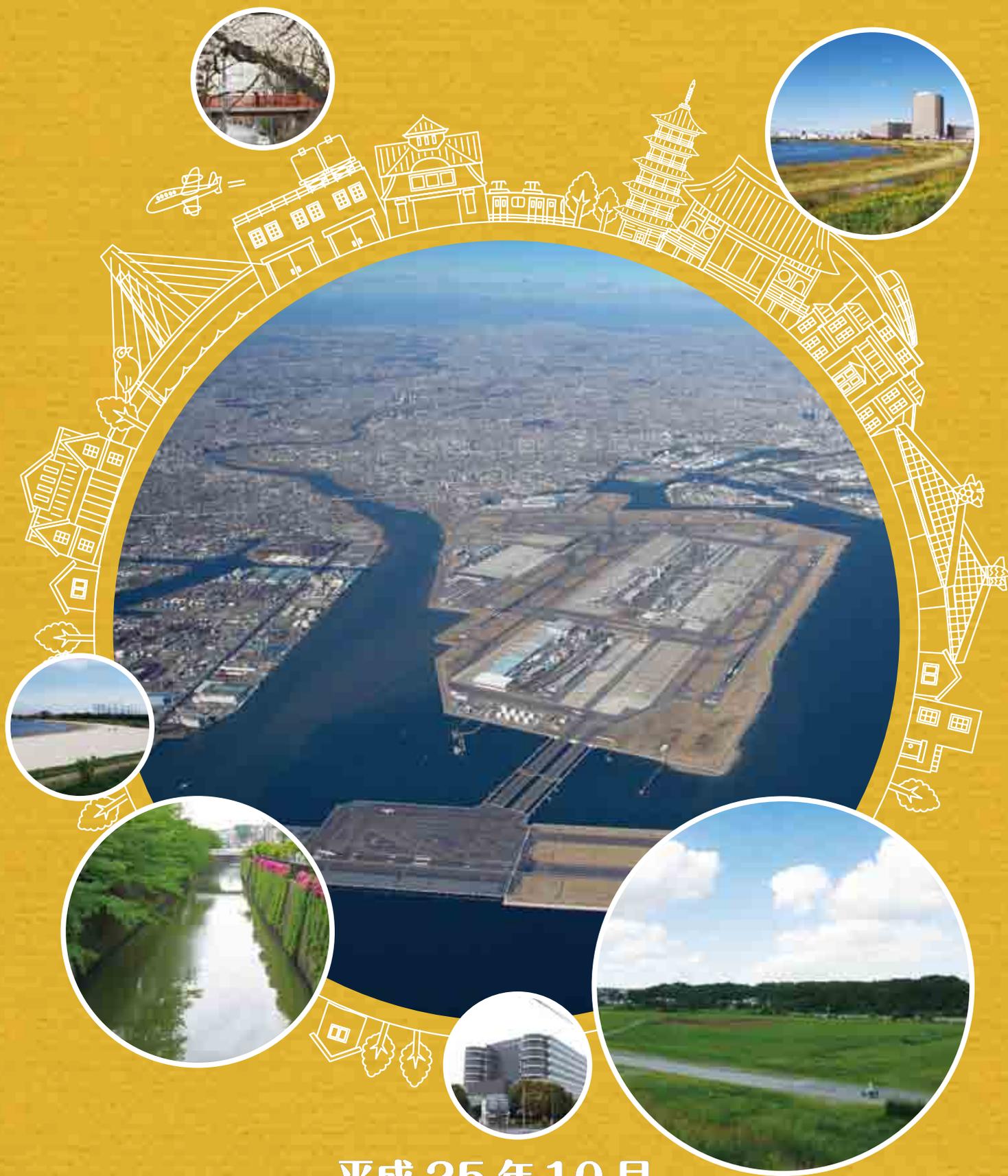


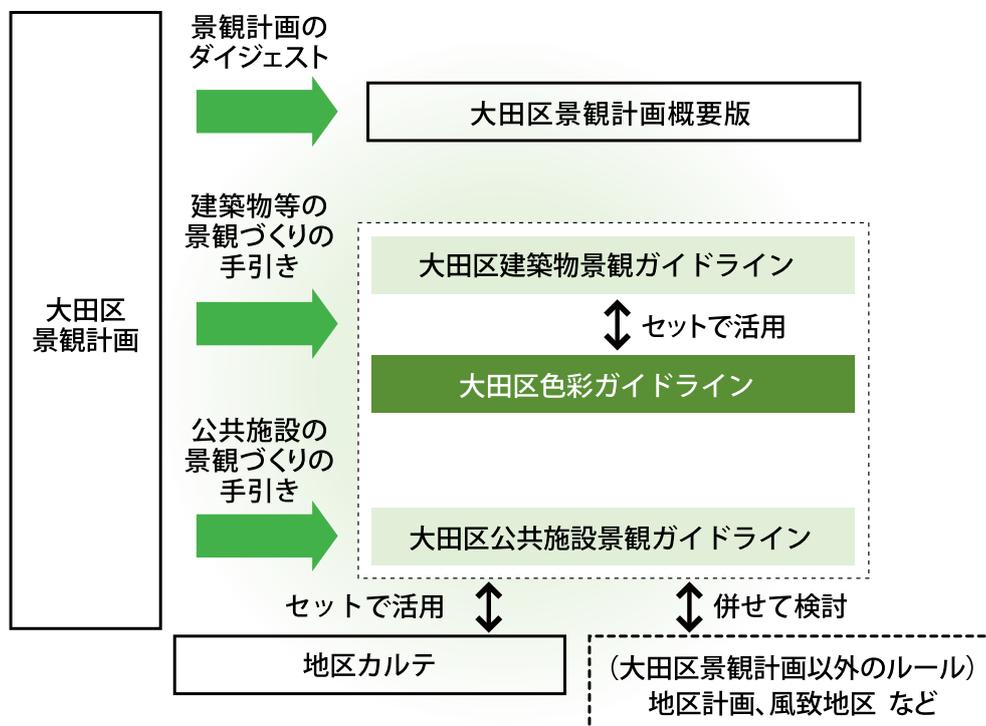
# 大田区色彩ガイドライン



平成 25 年 10 月

## 1) 大田区色彩ガイドラインの目的と位置づけ

本ガイドラインは、大田区景観計画に定める景観形成基準のうち、色彩基準について解説したものです。本ガイドラインに基づき、建築物等の色彩に関する景観形成の誘導を図ります。色彩基準以外の景観形成基準を解説した大田区建築物景観ガイドラインと合わせてご覧下さい。



## 2) 大田区の景観形成の考え方

大田区では、区民、事業者および行政等が連携・協働して、地域の特性を反映したきめ細かな景観施策を展開し、良好な景観形成を図ることを目指し、景観法を根拠とする「大田区景観計画」を策定しました。

「大田区景観計画」では、景色や事象にとどまらず、観る行為、人々の生活の楽しさや快適さ、まちのにぎわいなど、地域の様々な営みを含めたものを景観として捉え、地域の個性や場所の特徴など、今日までに培われてきた様々な事柄を活かした景観形成を図ります。

### ◆大田区景観計画の目標

**自然環境、歴史、文化などの資源とともに、地域力を活かした世界に誇ることができる多彩で魅力的な景観のあるまちをめざします。**

## 3) 大田区景観計画における色彩の考え方

良好な景観の形成にあたっては、全体として調和のとれた色彩を保つことが必要です。景観は、建築物や工作物だけでなく、街路などの公共空間、自然の木々や植栽、河川、屋外広告物等から構成されており、それらの関係性のもとに、地域としての景観が形づけられます。大田区を特徴づけるみどりや水辺を活かすという視点から、建築物、工作物の色彩はそれらの背景として、比較的落ち着いた色彩を基調とし、周辺と調和した色彩を使用することとします。

- 地域の特性を踏まえた色彩を基本とします。
- 原色に近い鮮やかな色彩の使用や極端に明るい白や暗い黒などの使用は避け、周辺環境と調和した色彩を基本とします。
- 緑の多い地域では、緑地等との調和に配慮し、暖色系の色彩の使用を基本とします。
- 周囲から突出しないよう、色の組み合わせや、塗装パターン等の配色に配慮した色彩計画を誘導します。



## 4) 色彩基準の設定

使用可能な色の範囲を示す色彩基準は、市街地類型及び景観形成重点地区、大田区景観条例に基づく特定大規模建築物等ごとに定めます。

景観形成重点地区については、市街地類型によらない地区独自の色彩基準を定めます。

また、特定大規模建築物等については、大規模建築物等が周辺の景観に与える影響が大きいことから、市街地類型又は景観形成重点地区によらない独自の色彩基準を定めます。ただし、国分寺崖線景観形成重点地区の特定大規模建築物等においては、国分寺崖線景観形成重点地区の色彩基準を適用します。

### ◆地区区分



※中央防波堤埋立地の帰属については、まだ決定していません。

### ◆面積比による色彩基準の設定

#### ●基本色

- 外壁の各面面積の4/5以上は、色彩基準における基本色の基準に適合した色彩とします。

#### ●強調色

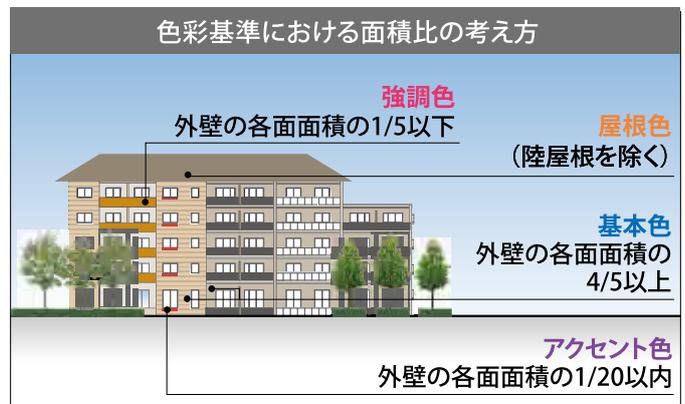
- 外壁の各面面積の1/5以下は、強調色の基準に適合した色彩を使用することができます。

#### ●屋根色(陸屋根を除く)

- 屋根の色彩は、屋根の色彩基準に適合した色彩を使用します。

#### ●アクセント色

- 強調色の他にアクセントをつける場合は、外壁の各面面積の1/20に限り、全体の色彩を考慮した上で、自由な色彩を使用することができます。(国分寺崖線景観形成重点地区を除く)
- 強調色とアクセント色の総量は外壁の各面面積の1/5以内とします。



### ◆色彩基準の構成

地区名	基準の区分			
	基本色	強調色	屋根色	アクセント色
全市街地類型(景観形成重点地区を除く)	○	○	—	○
景観形成重点地区	空港臨海部景観形成重点地区	○	○	○
	国分寺崖線景観形成重点地区	○	○	—
	多摩川景観形成重点地区	○	○	○
	呑川景観形成重点地区	○	○	○
特定大規模建築物等(国分寺崖線景観形成重点地区を除く)	○	○	—	○

## 5) 色彩基準の特例

○次のような良好な景観形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができます。

- 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- 自然石や木材などの自然素材、質感の豊かなタイルやレンガなどを使用する場合。
- 橋梁等で区民のなじみが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの。
- コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたないもの。

○工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が定められているものは、色彩基準によらないことができます。

○高彩度色として認識されるような着色をしていないガラスについては、周辺の景観や空の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことから、この色彩基準によらないことができます。ただし、色彩基準の考え方を十分踏まえた計画とする必要があります。

## 6) 色彩の方向性

色彩基準は、使用することができる色彩の範囲を示すものですが、色彩基準を遵守した上で、色彩の考え方を踏まえ、使用する色彩を検討する上での方向性を示します。

### (1) 大田区における地域特性に応じた色彩の例示

色彩基準の地区区分の中でも、立地する場所により周囲の環境は異なります。周辺の地域特性を踏まえた色彩を使用するため、基本色について、周辺市街地の状況に応じた色彩選定の例を示します。これを踏まえ、各色彩基準に適合した色彩を使用して下さい。

#### ① 崖線や水辺等、自然との調和を図る色彩

例) 緑が背景となる地区

5GY8/0.5	10YR8/1.5
5Y7.5/1	5YR7.5/1
5Y6.5/1	7.5YR7/3

例) 緑や水辺がある  
うるおいのある地区

5Y9/1	2.5Y9/1
7.5Y8/1	2.5Y8.5/1.5
10Y7/1	10YR7.5/2

崖線等、緑を背景とする場合は、自然の緑との調和を重視し、暖色系の色彩を基本とします。

また、水辺周辺での明るさのある景観形成や、広がりのある環境との調和、緑地周辺での緑との調和の確保のため、比較的明るさのある色彩、低彩度の色彩を基本とし、落ち着きやうるおいのある景観形成を図ります。

#### ② 落ち着きのある色彩

例) 歴史ある住宅地

5YR8.5/0.5	5Y9/0.5
2.5Y7.5/1.5	7.5YR8/3
10YR 6/2	5YR7/2

例) 一般住宅地

10YR9/1	10YR9/2
2.5Y8.5/1.5	10YR8/1.5
2.5Y7.5/1	7.5YR8/1

住宅を中心とする地区では、落ち着きのある景観を維持・創出するため、周辺の住宅や植栽等の緑に調和するよう、低彩度までの色彩を基本とします。

規模の大きい建築物では、周辺への圧迫感等の緩和のため、特に高層部では、比較的明度の高い色彩を使用することとします。

#### ③ にぎわいや親しみのある色彩

例) 身近な商店街

5R8/1	10YR9/2
10YR8.5/1	7.5YR8/2
5YR7/2	5YR7/4

例) 駅前商業地

5Y9.2/1	5Y8.5/1
2.5Y8/2	7.5YR7/3
5GY7.5/0.5	7.5R7/3

商店街等の身近な商業地では、にぎわいを感じさせる色彩を誘導するため、色彩基準の中で彩度の高い色彩について、うまく活かしていきます。

拠点的な商業地では、周辺との連続性に配慮しつつ、強調色等をポイント的に用い、品格のある景観形成を図ります。

#### ④ 産業の表出を図る色彩

例) 住宅に近接した地区

5YR8.5/0.5	10YR9/0.5
5PB8/1	7.5Y8.5/1
2.5PB7/2	7.5YR8/3

例) 活気を創出する地区

5B8.5/0.5	10YR9/1
N8.5	10YR9/3
5PB8/1	5YR8/3

工業と住宅の調和を図る地区では、居住環境に配慮し、低明度や高彩度の色彩を避け、落ち着きある色彩を基本とします。

空港臨海部では、明度の高い色彩や、アクセントとなる色彩の使用により、活気を創出します。

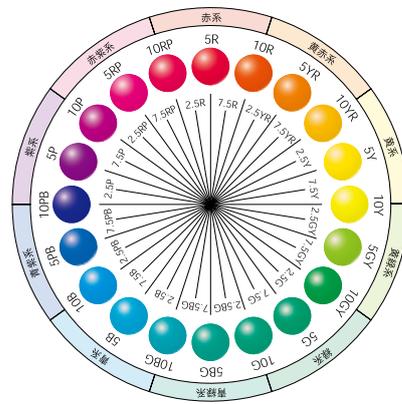
## (2) 色彩計画にあたっての留意点

- 色彩計画では、地域特性に応じた色彩を検討するとともに、周辺の街並みから突出した印象とならないよう、色の組み合わせや、めり分けの位置、塗装パターン等の配色に配慮します。
- 規模の大きい建築物等では、低層階と高層階の色のめり分けを行うよう努めることとします。特に高層階では、周辺への影響を考慮し、明るい色彩を使用することとします。
- 建築物敷地内の舗装等は、周辺環境との調和を図り、色彩、パターンに配慮することとします。
- 太陽光パネルを設置する場合は、屋根の形状等との一体感を確保するとともに、黒等、極端に暗い色彩を避けることとします。
- 同じ色で塗り替える場合にも届出が必要です。

## マンセル表色系による色彩の表し方

### ●マンセル表色系

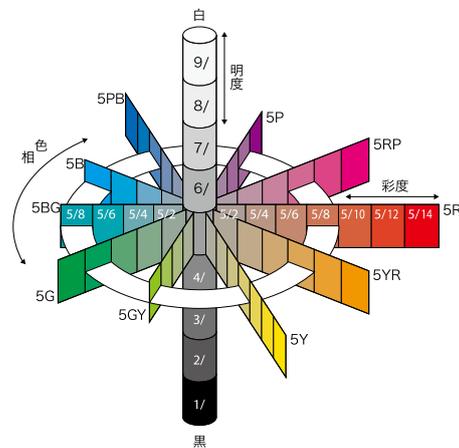
大田区景観計画では、公平性のある色彩景観づくりを進めるため、日本工業規格などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用した定量的な色彩の基準を定めます。「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相(いろあい)」、「明度(あかるさ)」、「彩度(あざやかさ)」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。



色相 (マンセル色相環)

### ●色相

色相はいろあいを表します。10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。



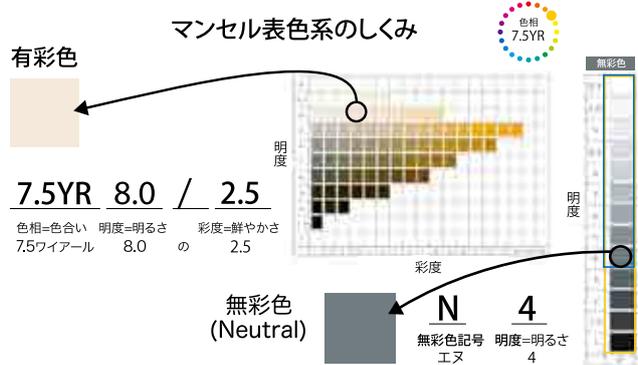
マンセル表色系のしくみ

### ●明度

明度は明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

### ●彩度

彩度は鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。



マンセル表色系による色の表し方

## ①全市街地類型

(景観形成重点地区の区域を除く)

### (1)景観形成の目標

各市街地類型の景観形成の目標の実現を図ります。

(大田区景観計画第3章3) (1)市街地類型ごとの景観形成参照)

### (2)景観形成の方針

各市街地類型の景観形成の方針に配慮します。

(大田区景観計画第3章3) (1)市街地類型ごとの景観形成参照)



### (3)届出対象行為と規模

対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		
		煙突等	昇降機、製造施設等	
規模	住環境保全市街地	延べ面積 $\geq 1,000\text{m}^2$	高さ $\geq 10\text{m}$	高さ $\geq 10\text{m}$ 又は築造面積 $\geq 1,000\text{m}^2$
	住環境向上市街地	延べ面積 $\geq 2,000\text{m}^2$	高さ $\geq 20\text{m}$	高さ $\geq 20\text{m}$ 又は築造面積 $\geq 2,000\text{m}^2$
	拠点商業市街地	高さ $\geq 30\text{m}$ 又は延べ面積 $\geq 2,000\text{m}^2$	高さ $\geq 30\text{m}$	高さ $\geq 30\text{m}$ 又は築造面積 $\geq 2,000\text{m}^2$
	地域商業市街地	延べ面積 $\geq 2,000\text{m}^2$	高さ $\geq 20\text{m}$	高さ $\geq 20\text{m}$ 又は築造面積 $\geq 2,000\text{m}^2$
	住工調和市街地			
	産業促進市街地			
	幹線道路沿道市街地			

### (4)色彩の基本的な考え方

#### ①全市街地類型における色彩基準の考え方

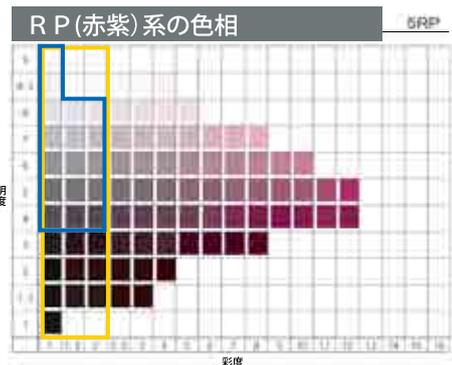
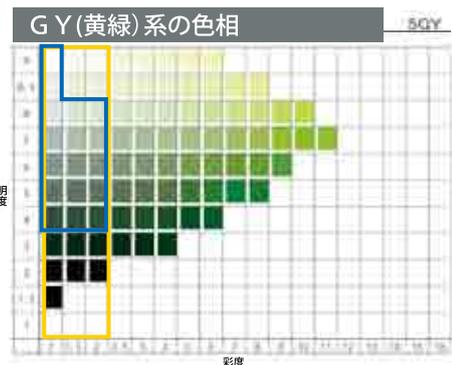
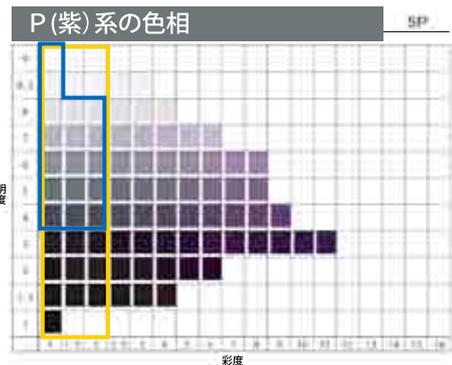
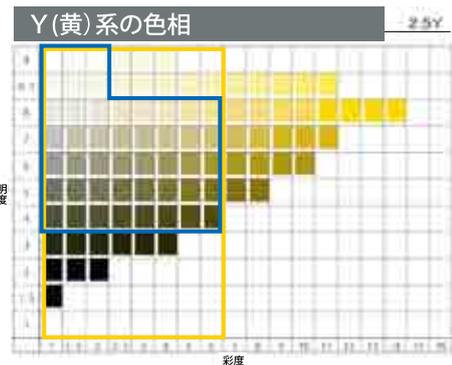
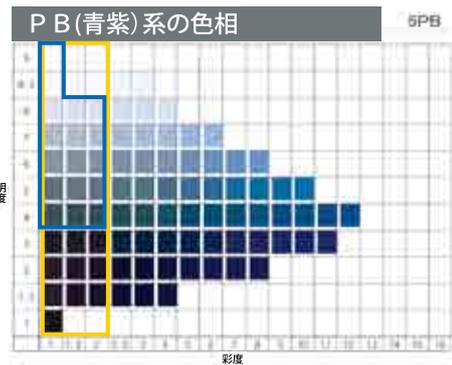
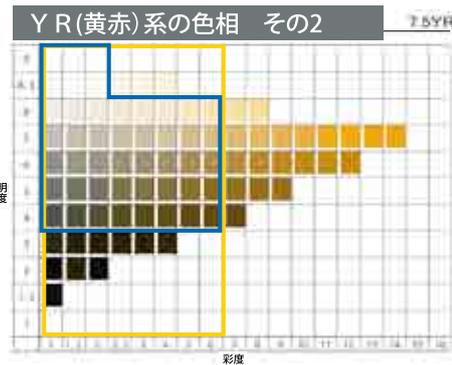
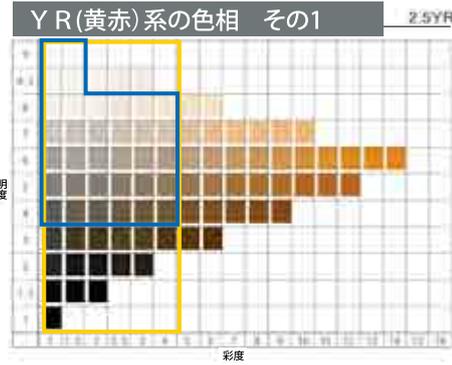
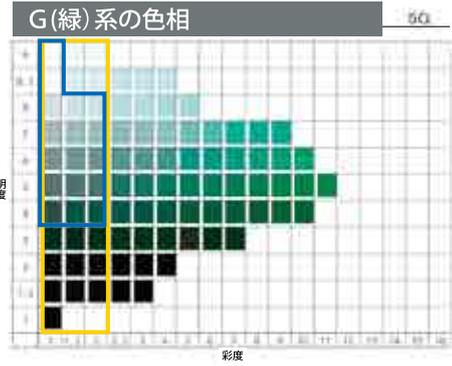
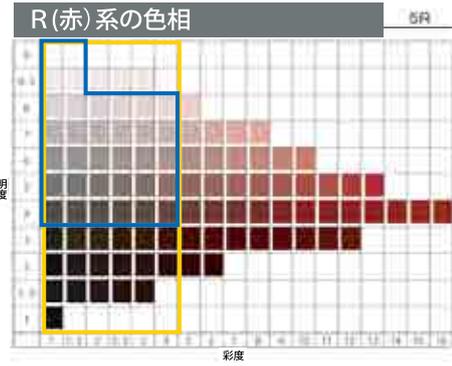
- 落ち着きを感じられ、水や緑などの存在や周辺の街並み景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とします。

#### ②各市街地類型における色彩基準の考え方

- 住環境保全市街地、住環境向上市街地は崖線や住宅地などと調和した落ち着きのある色彩を誘導します。
- 拠点商業市街地は商業業務地としての一体性や連続性に配慮した、にぎわいや親しみのある色彩を誘導します。
- 地域商業市街地は商店街の連続性に配慮したにぎわいや親しみのある色彩を誘導します。
- 住工調和市街地は相隣環境に応じて、工場などの産業施設の活気と住宅の落ち着きを考慮した色彩を誘導します。
- 産業促進市街地は周辺の建築物や水辺との調和に配慮するとともに、単調で長大な壁面とならないような色彩を誘導します。
- 幹線道路沿道市街地は幹線道路沿道の連続性に配慮した色彩を誘導します。

### (5)色彩基準

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	4以上	—
		OR ~ 4.9YR	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満 8.5以上	6以下 2以下
			4以上8.5未満 8.5以上	2以下 1以下
		その他	4以上8.5未満 8.5以上	2以下 1以下
			—	—
強調色	無彩色	N	—	—
		OR ~ 4.9YR	—	4以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	—	6以下
		その他	—	2以下



### 凡例

基本色の  
使用可能範囲  
(外壁各面面積の4/5以上)

強調色の  
使用可能範囲  
(外壁各面面積の1/5以下)

## ②空港臨海部景観形成重点地区



### (1)景観形成の目標

国際空港・臨海都市の魅力を高め、日本の玄関口にふさわしい風格のある景観づくり

### (2)景観形成の方針

- 飛行機や船舶、モノレール、高架道路や橋梁などからの見え方を意識し、空と海の玄関口としてふさわしい景観づくりを進めます。
- 大田区の特徴となる活力ある産業を活かすとともに、大規模な工場や物流施設、供給処理施設などの大規模な敷地を活かした水辺や緑と調和した景観づくりを進めます。
- 羽田空港と隣接する東京港・多摩川の豊かでうるおいのある自然環境を活かした景観づくりを進めます。また、東京都や関係区と連携を図りながら、都内臨海部全体として海を意識した統一感のある景観形成に努めます。
- 空港臨海部の大規模な公園を拠点として、緑の連続性や水辺の散策路を活かし、海や運河などの水域と陸域が一体となった景観づくりを進めます。
- 羽田空港跡地を活用し、新しい時代にふさわしい景観づくりを進めます。

### (3)届出対象行為と規模

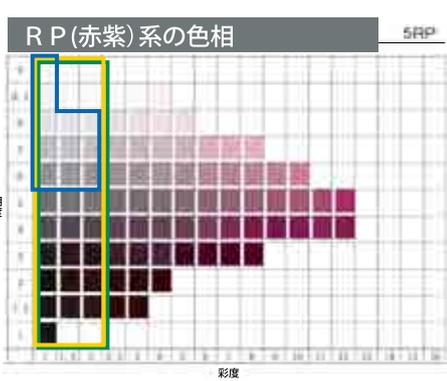
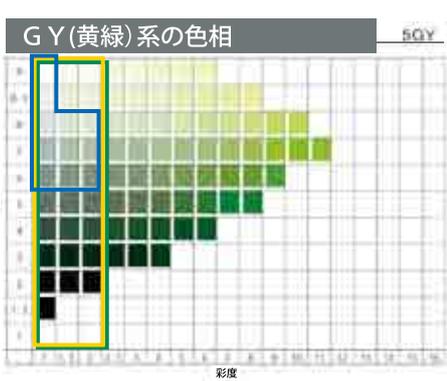
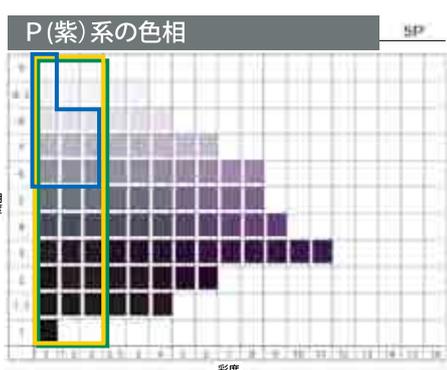
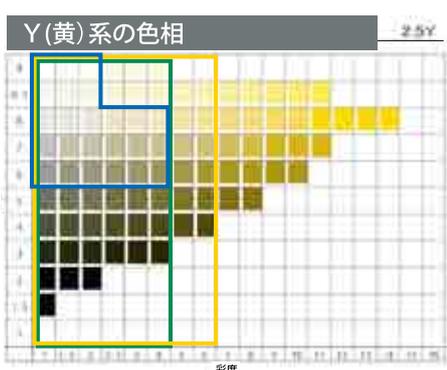
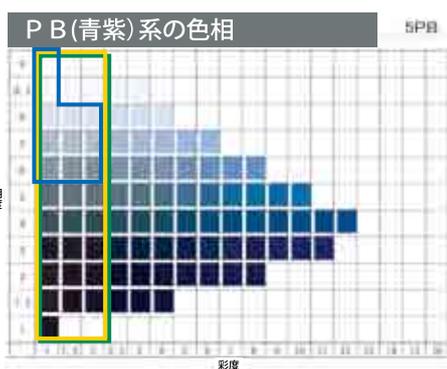
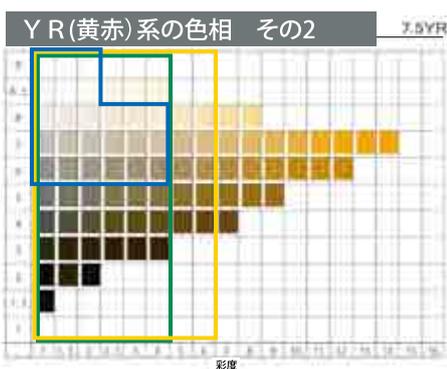
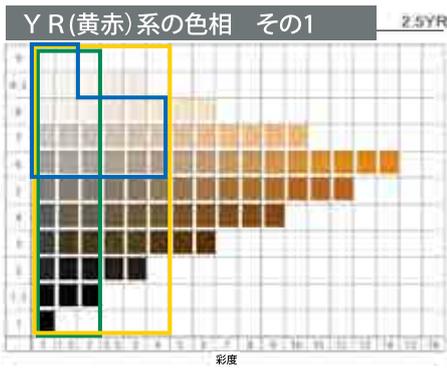
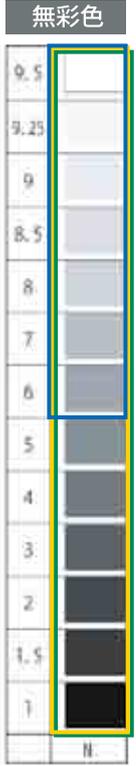
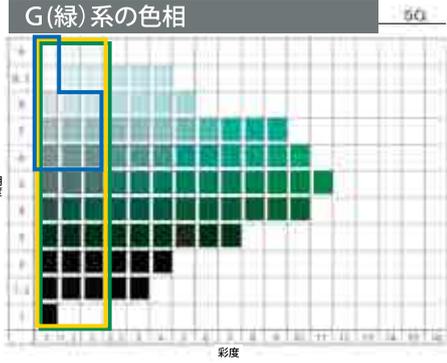
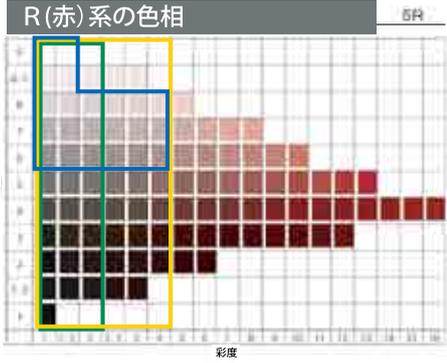
対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		
		煙突等	昇降機、製造施設等	橋梁等
規模	高さ $\geq$ 15m又は延べ面積 $\geq$ 2,000㎡	高さ $\geq$ 15m	高さ $\geq$ 15m又は築造面積 $\geq$ 2,000㎡	すべて

### (4)色彩の基本的な考え方

- 空港臨海部の開放感や産業活動の活気を感じさせる色彩を誘導します。
- 基本色は、空、海・河川・運河などの水辺、運河沿いの規模の大きい公園などの緑といった自然環境と調和した景観を形成するために、低明度の色彩の使用は避けるとともに、落ち着きとうるおいのある景観を形成するため、低彩度の色彩を基本とします。
- 屋根色は、飛行機や船舶、モノレール、高架道路や橋梁などからの見え方を意識し、水や空などの色彩がより鮮やかに感じられるよう、彩度を抑えた色彩を用いるものとします。

### (5)色彩基準

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	6以上	—
		0R ~ 4.9YR	6以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	6以上8.5未満 8.5以上	4以下 2以下
			6以上8.5未満 8.5以上	2以下 1以下
		その他	6以上8.5未満 8.5以上	2以下 1以下
			6以上8.5未満 8.5以上	2以下 1以下
強調色	無彩色	N	—	—
		0R ~ 4.9YR	—	4以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	—	6以下
		その他	—	2以下
屋根色	無彩色	N	—	—
		5.0YR ~ 5.0Y	—	4以下
	有彩色	その他	—	2以下



- 凡例**
-  基本色の使用可能範囲 (外壁各面面積の4/5以上)
  -  強調色の使用可能範囲 (外壁各面面積の1/5以下)
  -  屋根色の使用可能範囲

### ③国分寺崖線景観形成重点地区(大規模建築物等) (高さ10m以上又は延べ面積1,000㎡以上の建築物等)



#### (1)景観形成の目標

崖線を中心に広がる、うるおいのある自然環境や豊かな歴史資源、良好な住宅地などが調和した景観づくり

#### (2)景観形成の方針

- 田園調布のイチョウ並木や緑豊かな住宅地などの歴史ある街並みを活かした景観づくりを進めます。
- 自然環境と街並みが調和した景観づくりを進めます。
- 現存する崖線の地形や緑の保全を図るほか、屋上緑化や周辺緑化を推進し、自然環境の保全と創出を図ります。
- 崖線の上部の台地部に位置する古墳、寺社などの歴史を活かした景観づくりを進めます。
- 高台や坂道から多摩川への眺めを活かした景観づくりを進めます。

#### (3)届出対象行為と規模(基準が適用される規模)

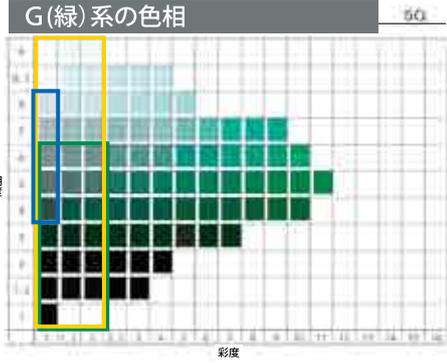
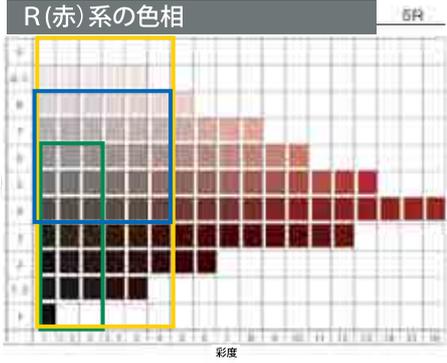
対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		
		煙突等	昇降機、製造施設等	橋梁等
規模	高さ $\geq$ 10m又は延べ面積 $\geq$ 1,000㎡	高さ $\geq$ 10m	高さ $\geq$ 10m又は築造面積 $\geq$ 1,000㎡	区が管理する橋梁すべて

#### (4)色彩の基本的な考え方

- 国分寺崖線や歴史ある住宅地の街並みに調和した色彩を誘導します。
- 基本色は、国分寺崖線の緑などと調和した低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。国分寺崖線の緑の高さを越えるような建築物については、緑との対比が極端に強い明るい色彩は避け、明度や彩度を抑えた色彩を基本とします。
- 屋根色は、歴史を感じさせる住宅地の街並みや国分寺崖線の緑から突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。
- アクセント色の使用は不可とします。
- 特定大規模建築物等においても、国分寺崖線景観形成重点地区の色彩基準を適用します。

#### (5)色彩基準

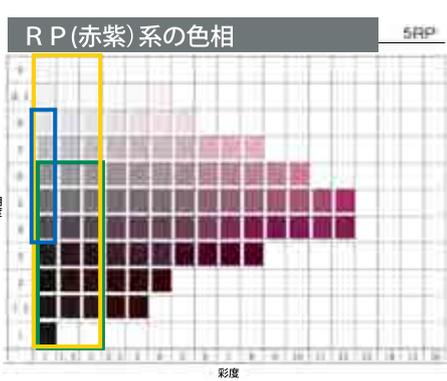
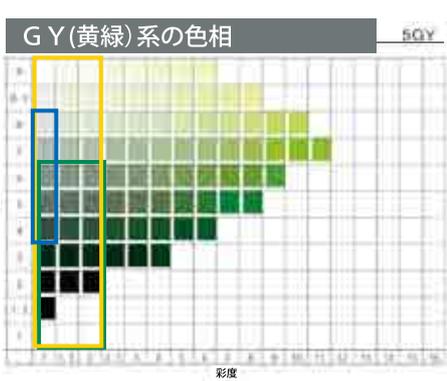
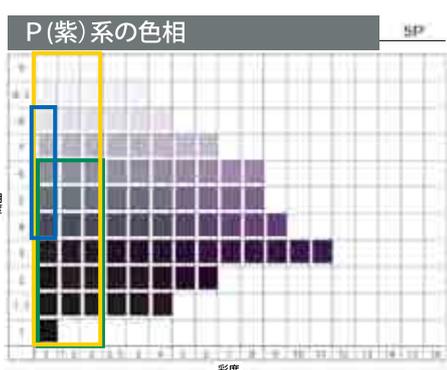
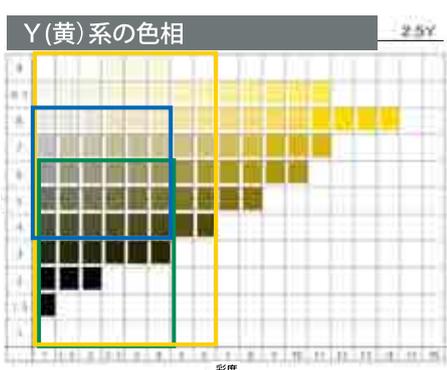
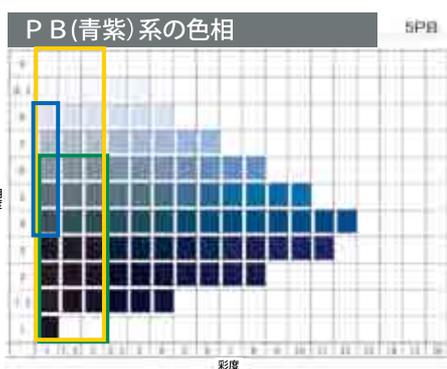
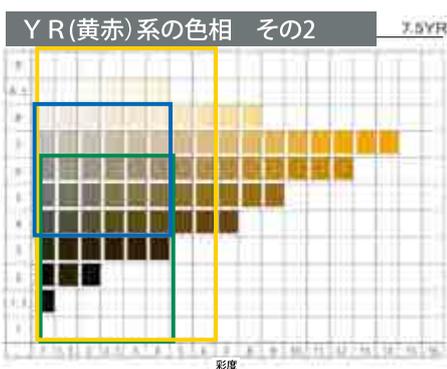
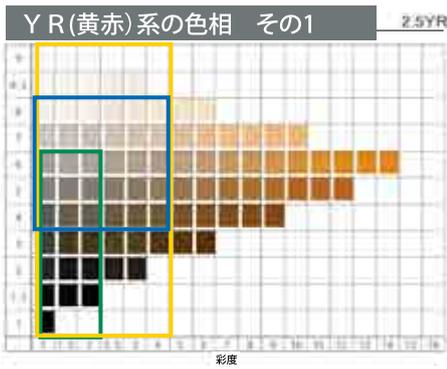
基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	4以上8.5未満	—
	有彩色	0R ~ 4.9YR	4以上8.5未満	4以下
		5.0YR ~ 5.0Y		4以下
	その他		1以下	
強調色	無彩色	N	9.25以下	—
	有彩色	0R ~ 4.9YR	—	4以下
		5.0YR ~ 5.0Y		6以下
	その他		2以下	
屋根色	無彩色	N	6以下	—
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	6以下	4以下
		その他		2以下



**無彩色**

9.5	
9.25	
9	
8.5	
8	
7	
6	
5	
4	
3	
2	
1.5	
1	
	N

明度



- 凡例**
- 基本色の使用可能範囲 (外壁各面面積の4/5以上)
  - 強調色の使用可能範囲 (外壁各面面積の1/5以下)
  - 屋根色の使用可能範囲

## ④国分寺崖線景観形成重点地区(中小規模建築物等) (高さ10m未満かつ延べ面積1,000㎡未満の建築物)



### (1)景観形成の目標

崖線を中心に広がる、うるおいのある自然環境や豊かな歴史資源、良好な住宅地などが調和した景観づくり

### (2)景観形成の方針

- 田園調布のイチョウ並木や緑豊かな住宅地などの歴史ある街並みを活かした景観づくりを進めます。
- 自然環境と街並みが調和した景観づくりを進めます。
- 現存する崖線の地形や緑の保全を図るほか、屋上緑化や周辺緑化を推進し、自然環境の保全と創出を図ります。
- 崖線上に位置する古墳、寺社などの歴史を活かした景観づくりを進めます。
- 高台や坂道から多摩川への眺めを活かした景観づくりを進めます。

### (3)届出対象行為と規模(基準が適用される規模)

対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		
		煙突等	昇降機、製造施設等	橋梁等
規模	高さ<10mかつ延べ面積<1,000㎡	—	—	—

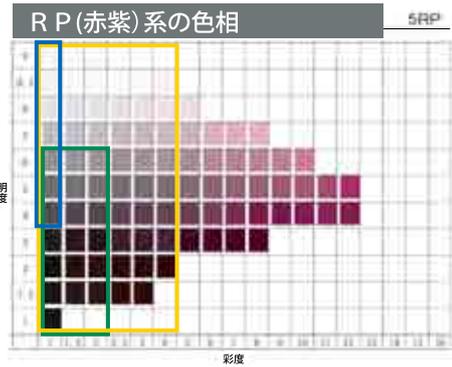
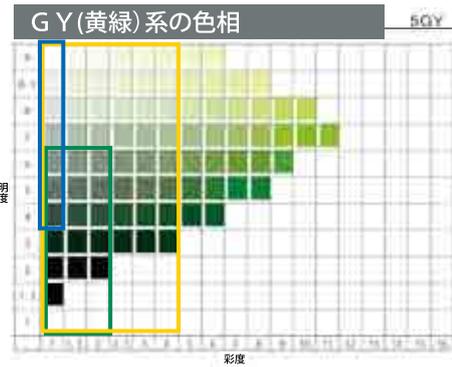
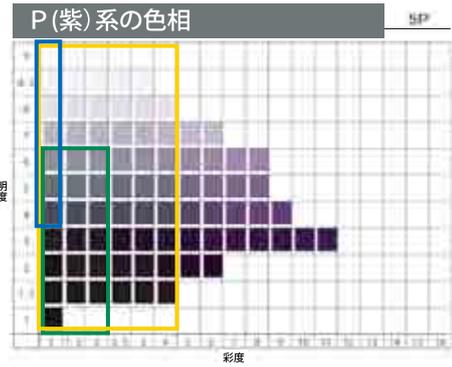
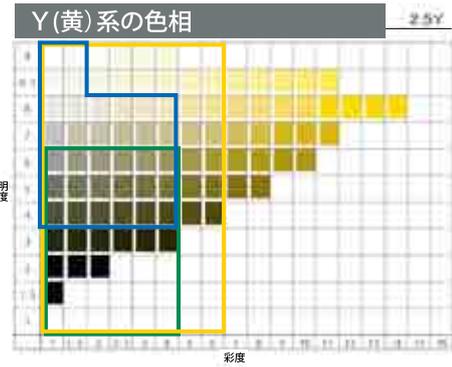
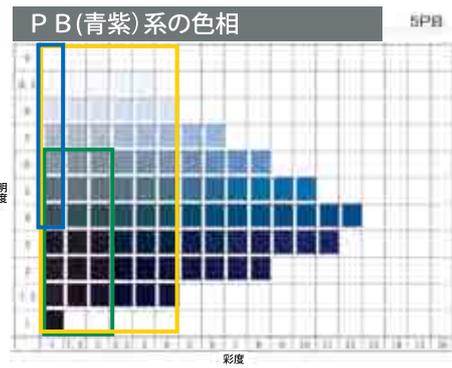
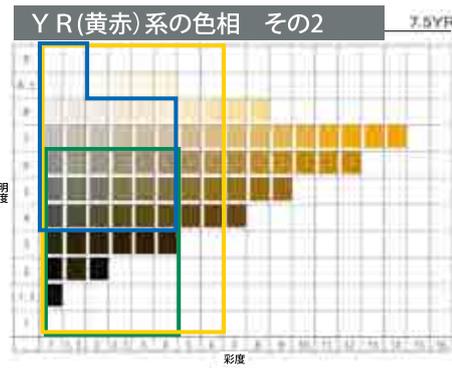
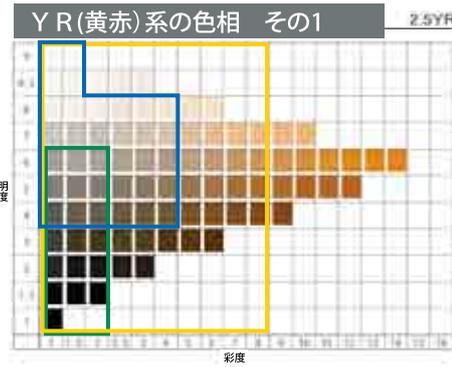
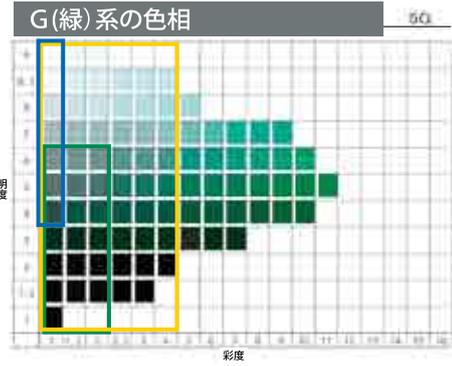
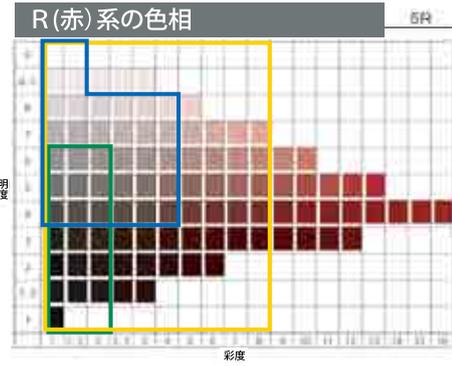
### (4)色彩の基本的な考え方

- 国分寺崖線や歴史ある住宅地の街並みに調和した色彩を誘導します。
- 基本色は、国分寺崖線の緑などと調和した低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。規模の小さい戸建住宅等は、歴史ある田園調布の明るい住宅地を維持するため明度の高い色彩も使用できることとします。
- 屋根色は、歴史を感じさせる住宅地の街並みや国分寺崖線の緑から突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。
- アクセント色の使用は不可とします。
- 特定大規模建築物等においても、国分寺崖線景観形成重点地区の色彩基準を適用します。

### (5)色彩基準

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度	
基本色	無彩色	N	4以上9.25以下	—	
		0R ~ 4.9YR	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下	
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下	
		その他	4以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下	
	強調色	無彩色	N	9.25以下	—
		有彩色	0R ~ 4.9YR	—	8以下
5.0YR ~ 5.0Y その他			—	6以下 4以下	
屋根色	無彩色	N	6以下	—	
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	6以下	4以下	
		その他	6以下	2以下	





**無彩色**

9.5	
9.25	
9	
8.5	
8	
7	
6	
5	
4	
3	
2	
1.5	
1	
	N

明度

**凡例**

- 基本色の使用可能範囲 (外壁各面面積の4/5以上)
- 強調色の使用可能範囲 (外壁各面面積の1/5以下)
- 屋根色の使用可能範囲

## ⑤多摩川景観形成重点地区



### (1)景観形成の目標

大田区を縁取る河川として、開放的な空間と緑豊かな環境を活かした、親水性のある水とみどりの景観づくり

### (2)景観形成の方針

#### 全体方針

- 豊かな自然環境をはじめとする河川の景観資源と調和した景観づくりを進めます。
- 地域特性に配慮しつつ、河川として一体的な景観づくりを進めます。
- 対岸との景観の調和や対岸からの見え方に配慮した景観づくりを進めます。

#### 中流部(区界～丸子橋付近)

- 崖線の緑と水面、河川敷が一体となった特徴的な景観づくりを進めます。
- 崖線上部や坂道からの眺め、上流側への眺めに配慮した景観づくりを進めます。

#### 下流部(丸子橋付近～六郷橋付近)

- 河川の蛇行によるさまざまな見え方に配慮した、沿川の市街地と一体になった景観づくりを進めます。
- 川辺の桜並木などを生かし、スポーツ、レクリエーションの活動が見える景観づくりを進めます。

#### 河口部(六郷橋付近～河口)

- 海につながる広い水面や水辺のヨシ原、干潟と、特徴的な橋梁や空港の建築物等の人工物とが調和するのびやかな眺望景観を活かした景観づくりを進めます。
- 漁師町の面影を残す羽田地区の特色ある市街地や羽田レンガ堤、六郷水門といった歴史資源を活かした景観づくりを進めます。

### (3)届出対象行為と規模

対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		
		煙突等	昇降機、製造施設等	橋梁等
規模	高さ $\geq$ 15m又は延べ面積 $\geq$ 1,000㎡	高さ $\geq$ 15m	高さ $\geq$ 15m又は築造面積 $\geq$ 1,000㎡	すべて

### (4)色彩の基本的な考え方

- 多摩川や河川緑地などの自然環境と調和した色彩を誘導します。
- 基本色は、多摩川の水面や河川緑地、多摩川から見た景観の背景となる国分寺崖線などの緑が映え、周囲の街並みと調和する低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。
- 屋根色は、河川緑地や堤防からの見え方に配慮し、周囲の街並みから突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。

### (5)色彩基準

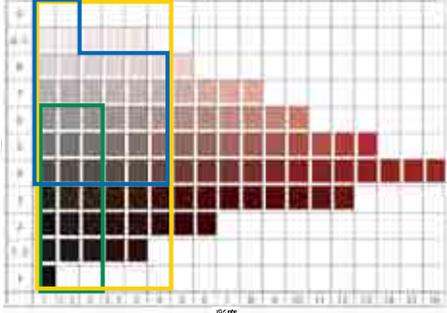
基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	4以上	—
		0R ~ 4.9YR	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 2以下
		その他	4以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
			—	—
強調色	無彩色	N	—	—
		0R ~ 4.9YR	—	4以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	—	6以下
		その他	—	2以下
屋根色	無彩色	N	6以下	—
		5.0YR ~ 5.0Y	6以下	4以下
	有彩色	その他	6以下	2以下

### 無彩色

9.5	
9.25	
9	
8.5	
8	
7	
6	
5	
4	
3	
2	
1.5	
1	
	N

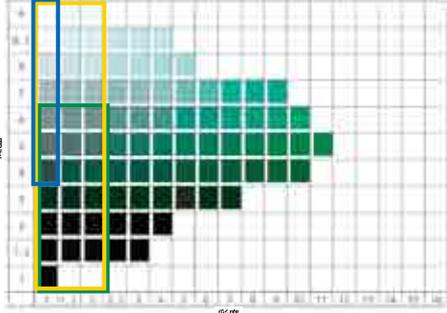
明度

### R(赤)系の色相 5R



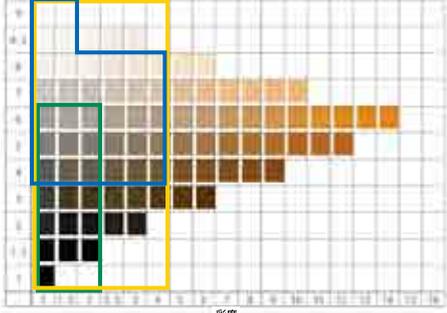
彩度

### G(緑)系の色相 5G



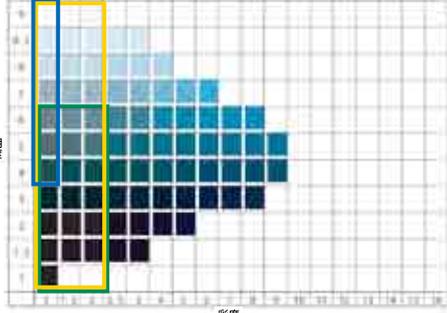
彩度

### Y R(黄赤)系の色相 その1 2.5YR



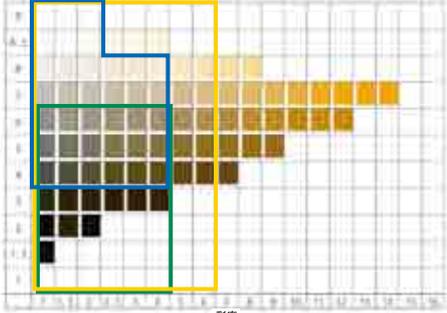
彩度

### B G(青緑)～B(青)系の色相 5B



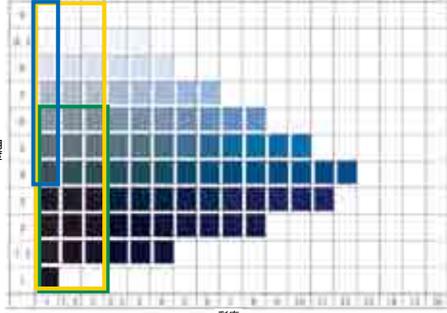
彩度

### Y R(黄赤)系の色相 その2 7.5YR



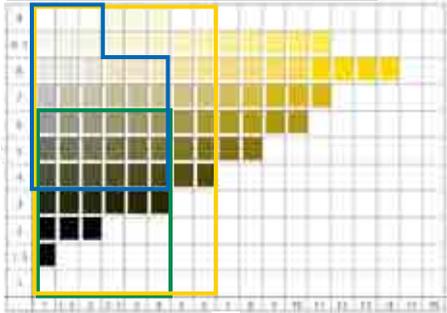
彩度

### P B(青紫)系の色相 5PB



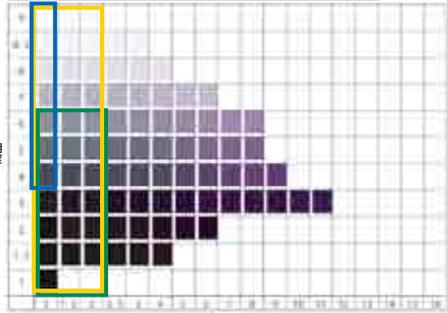
彩度

### Y(黄)系の色相 2.5Y



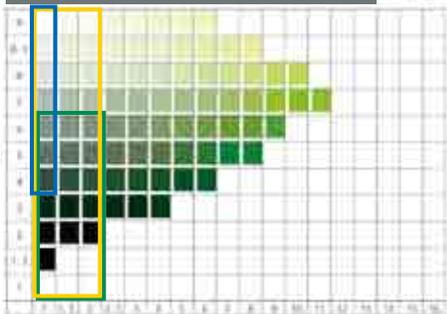
彩度

### P(紫)系の色相 5P



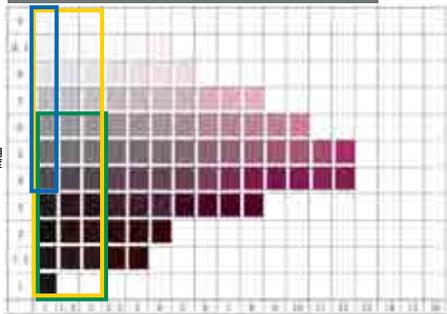
彩度

### G Y(黄緑)系の色相 5GY



彩度

### R P(赤紫)系の色相 5RP



彩度

### 凡例

- 基本色の使用可能範囲 (外壁各面面積の4/5以上)
- 強調色の使用可能範囲 (外壁各面面積の1/5以下)
- 屋根色の使用可能範囲

## ⑥ 呑川景観形成重点地区



### (1) 景観形成の目標

大田区の中心部を流れる河川として、台地部から河口部にかけての地域特性を活かした、水とみどりの景観づくり

### (2) 景観形成の方針

#### 全体方針

- 既存の「呑川緑道軸整備計画」に基づき、緑化の誘導や川沿いであることを活かした景観づくりを進めます。
- 流域の崖線や公園・緑地、社寺などつながりを感じさせ、呑川と川沿いの建築物が一体となった景観づくりを進めます。
- 川沿いの並木を活かし、季節感のある景観づくりを進めます。
- 地域に応じた川辺の利用を高めるような環境づくりを促していきます。

#### 上流部(区界～第二京浜国道)

- ランニングや散歩など川辺の緑道を快適に利用できるような環境づくりを行います。

#### 下流部(第二京浜国道～京浜急行線)

- ランニングや散歩など川辺の緑道を快適に利用できるような環境づくりを行います。
- 南北崖線を望む眺望点からの見通しを妨げないように配慮します。
- 商店街に面する場所では、川沿いととの回遊性を高め、川辺を魅力に取り込むようにしていきます。

#### 河口部(京浜急行線～河口)

- 川沿いの公園や、川辺を眺める場となる橋梁を拠点として、川辺に親しめる環境づくりを工夫していきます。
- 川辺の土地利用に際して、川に近づける場づくりを誘導していきます。

### (3) 届出対象行為と規模

対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		
		煙突等	昇降機、製造施設等	橋梁等
規模	高さ $\geq$ 10m又は延べ面積 $\geq$ 1,000㎡	高さ $\geq$ 10m	高さ $\geq$ 10m又は築造面積 $\geq$ 1,000㎡	すべて

### (4) 色彩の基本的な考え方

- 呑川や川沿いの緑などと調和した色彩を誘導します。
- 基本色は、呑川の水面や川沿いの緑道や街路樹、呑川から見た景観の背景となる南北崖線などの緑が映え、周囲の街並みと調和する低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。
- 屋根色は、呑川の河川方向の見通しに配慮し、周囲の街並みから突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。

### (5) 色彩基準

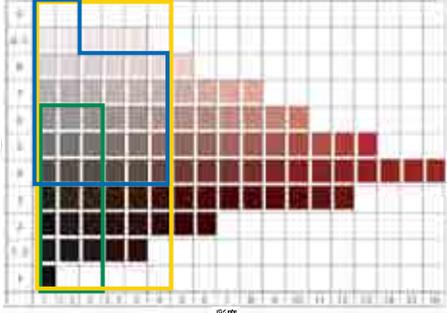
基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	4以上	—
		0R～4.9YR	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下
	有彩色	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 2以下
		その他	4以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
			—	—
強調色	無彩色	N	—	—
		0R～4.9YR	—	4以下
	有彩色	5.0YR～5.0Y	—	6以下
		その他	—	2以下
屋根色	無彩色	N	6以下	—
		5.0YR～5.0Y	6以下	4以下
	有彩色	その他	6以下	2以下

### 無彩色

9.5	
9.25	
9	
8.5	
8	
7	
6	
5	
4	
3	
2	
1.5	
1	
	N

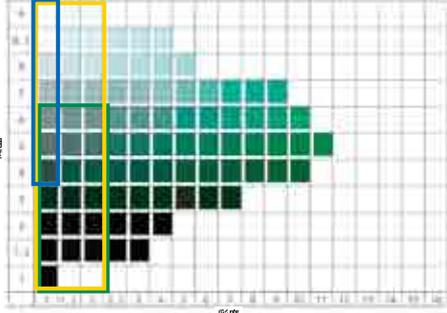
明度

### R (赤) 系の色相 5R



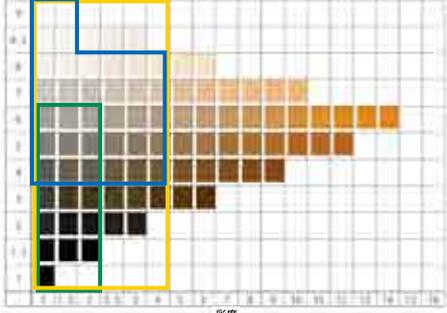
彩度

### G (緑) 系の色相 5G



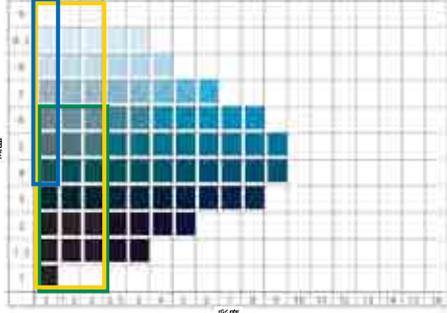
彩度

### Y R (黄赤) 系の色相 その1 2.5YR



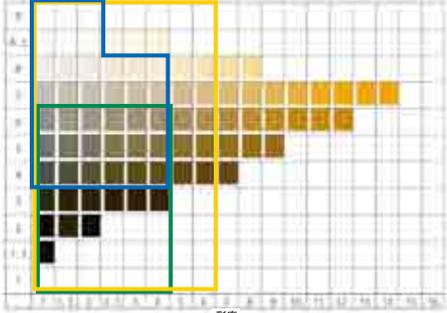
彩度

### B G (青緑) ~ B (青) 系の色相 5B



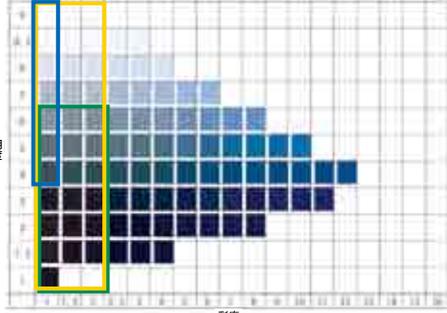
彩度

### Y R (黄赤) 系の色相 その2 7.5YR



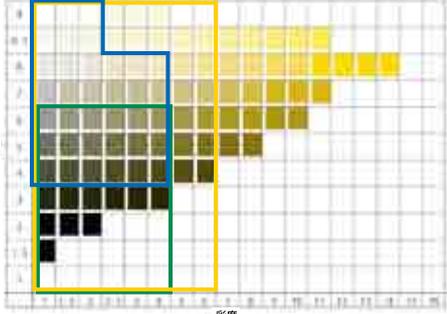
彩度

### P B (青紫) 系の色相 5PB



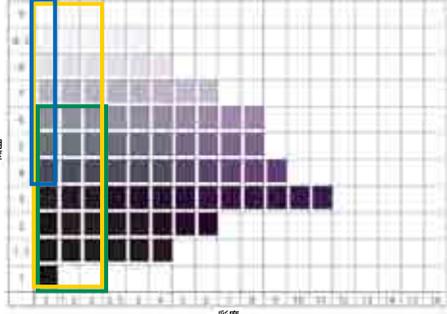
彩度

### Y (黄) 系の色相 2.5Y



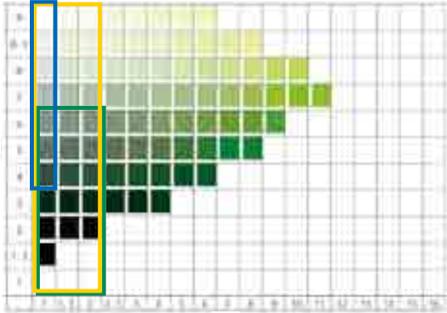
彩度

### P (紫) 系の色相 5P



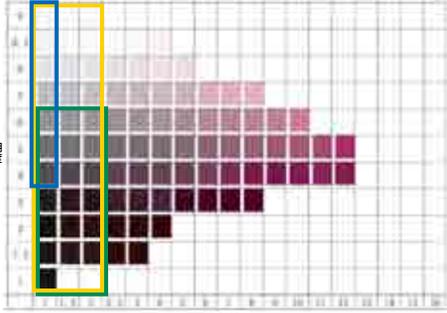
彩度

### G Y (黄緑) 系の色相 5GY



彩度

### R P (赤紫) 系の色相 5RP



彩度

### 凡例

- 基本色の使用可能範囲 (外壁各面面積の4/5以上)
- 強調色の使用可能範囲 (外壁各面面積の1/5以下)
- 屋根色の使用可能範囲

## ⑦ 特定大規模建築物等

(国分寺崖線景観形成重点地区では適用しません)

### (1) 景観形成の目標

各市街地類型若しくは景観形成重点地区の、景観形成の目標の実現を図る。

### (2) 景観形成の方針

各市街地類型若しくは景観形成重点地区の、景観形成の方針に配慮する。



### (3) 届出対象行為と規模

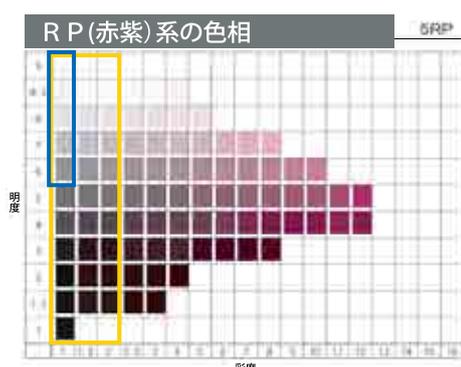
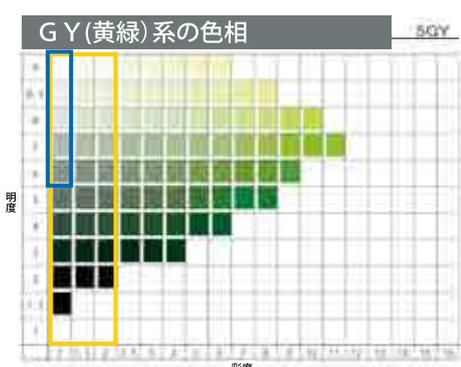
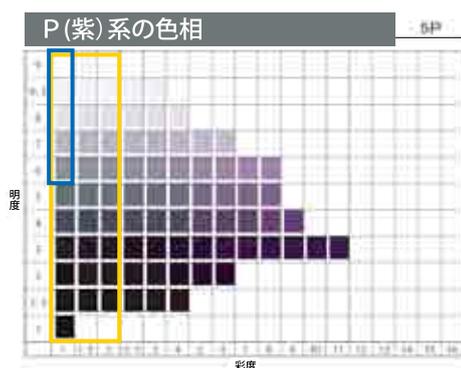
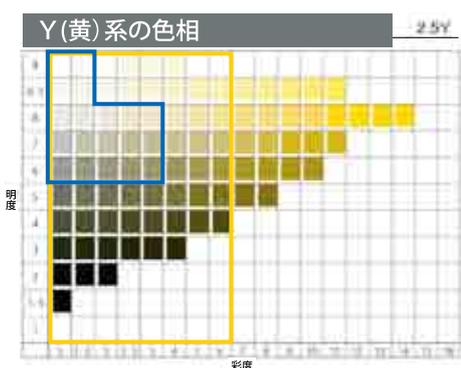
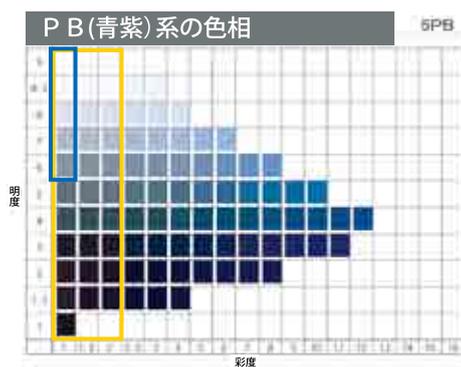
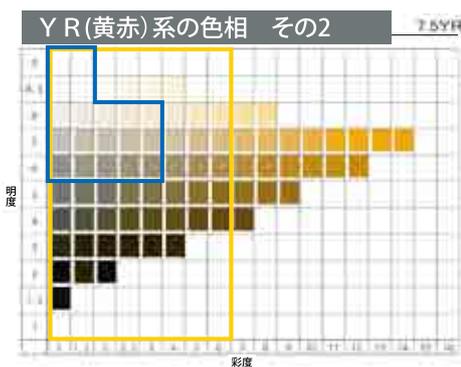
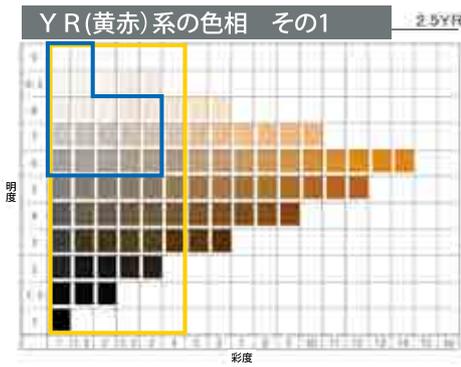
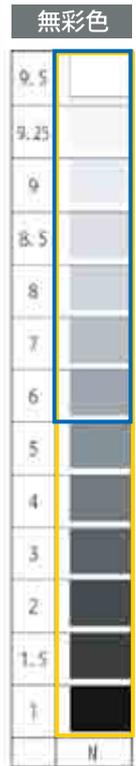
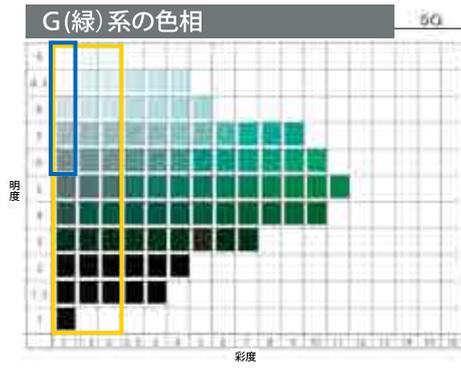
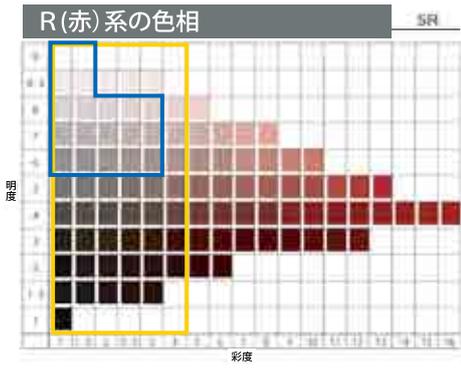
対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
規模	高さ $\geq$ 45m又は延べ面積 $\geq$ 10,000 $\text{m}^2$	高さ $\geq$ 45m

### (4) 色彩の基本的な考え方

- 大田区の景観をより洗練させる、品格のある色彩を誘導します。
- 基本色は、品格のある低彩度色に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ちつきが感じられる中彩度までの色彩とします。
- 強調色及びアクセント色は、主に建築物中低層部で用いることとします。

### (5) 色彩基準

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	6以上	—
		0R ~ 4.9YR	6以上8.5未満 8.5以上	3以下 1.5以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	6以上8.5未満 8.5以上	3以下 1.5以下
			6以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
		その他	6以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
			—	—
強調色	無彩色	N	—	—
	有彩色	0R ~ 4.9YR	—	4以下
		5.0YR ~ 5.0Y	—	6以下
		その他		2以下



**凡例**

- 基本色の使用可能範囲 (外壁各面面積の4/5以上)
- 強調色の使用可能範囲 (外壁各面面積の1/5以下)

※なお、この冊子ではできるだけ正確な色再現を心がけましたが、印刷物によるため、実際のマンセル値と図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。

カラーチャート作図協力：株式会社 日本カラーデザイン研究所

大田区景観計画色彩ガイドラインに関するお問い合わせ



大田区役所 まちづくり推進部 まちづくり管理課  
☎03-5744-1111(代) 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14



古紙ハルブ配合率100%再生紙を使用